

食品安全委員会緊急時対応専門調査会

第9回会合議事録

1. 日時 平成17年2月2日(水) 10:00 ~ 12:05
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
 - (1) 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)について
 - (2) 食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)について
 - (3) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
丸山座長、飯島専門委員、岡部専門委員、春日専門委員、
吉川専門委員、小泉専門委員、近藤専門委員、但野専門委員、
土屋専門委員、元井専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員
 - (食品安全委員会委員)
寺田委員長、見上委員
 - (厚生労働省)
医薬食品局食品安全部 鈴木企画情報課長補佐
 - (農林水産省)
消費・安全局総務課 朝倉食品安全危機管理官
 - (事務局)
齋藤事務局長、一色事務局次長、杉浦情報・緊急時対応課長、
鈴木(章)課長補佐
5. 配布資料
 - 資料1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)
 - 資料2 - 1 食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)
 - 資料2 - 2 食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)における緊急時対応の流れ
 - 参考資料1 - 1 緊急時対応専門調査会に当面調査審議を求める事項

- 参考資料 1 - 2 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱
- 参考資料 1 - 3 食品安全委員会緊急時対応基本指針
- 参考資料 2 - 1 厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領
- 参考資料 2 - 2 厚生労働省食中毒処理要領
- 参考資料 3 農林水産省食品安全緊急時対応基本指針

6. 議事内容

丸山座長 皆さん、おはようございます。ただいまから食品安全委員会の第9回「緊急時対応専門調査会」を開催させていただきたいと思います。

本日は、委員のうち田中専門委員が御欠席でございます。

近藤専門委員は、列車の都合上ちょっと遅れるというお話です。

本間委員については、御欠席と伺っております。

なお、本日は、前回に引き続きまして、厚生労働省から医薬食品局食品安全部企画情報課の鈴木課長補佐、それから農林水産省から消費・安全局総務課の朝倉食品安全危機管理官にも御出席をいただいております。ありがとうございました。

まず、議事に入らせていただく前に、事務局から配付した資料につきまして、御確認をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料1でございますが「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)」というものがございます。

資料2-1といたしまして「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)」でございます。

資料2-2といたしまして、1枚の紙で「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル(案)における緊急時対応の流れ」というのがございます。

参考資料といたしまして、前回の資料でございますが「参考資料」と書いた冊子が1つあるかと思えます。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございました。皆さん方、資料の過不足がありましたら、事務局の方にお申し出いただきたいと思います。

それでは、前回の専門調査会に引き続きまして、本日も危害要因別緊急時対応マニュアルにつきまして、食中毒を対象としたマニュアルについて御検討いただきたいと思いますというふうに思っております。

本日は、マニュアルについて引き続き御検討いただくわけですが、1つ

は食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアルというもの。

それから、食品安全委員会の中での食品安全委員会版という2つのマニュアルについての資料をお配りしてあるわけですが、その一つずつについて御検討をいただくというのが、本日の議題でございます。

前回の調査会では、食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアルの基本、言わば柱となる食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方ということについて、各専門委員からたくさんの御意見をいただいて、私の議事の進め方がうまくなくて、時間をオーバーしても十分結論が出なかったと、申し訳なく思っておりますが、今日は引き続いてそのことについて御論議をいただきたいというふうに思っております。

もう一度ここで食中毒マニュアルというものを、今日は2つ、府省間のものと、委員会の中でのマニュアルと2つ配ってあるわけですが、食中毒マニュアルというふうにした経緯について、整理をする意味で、もう一度事務局の方からお話をいただいております。おいた方がいいのではないかというふうに思いますので、事務局から解説をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、今までの検討の経緯という形で、口頭ではございますが、説明させていただきます。

こちらの専門調査会で、7月に第6回緊急時対応専門調査会というのを開催いたしました。このときに、委員会の方から危害要因別マニュアルの策定という依頼を受けまして、この調査会の検討が始まったという経緯でございます。

その中で、1回目のときに、まずハザードを分けてみようということで、危害要因のいろいろな形を想定したものを御説明差し上げました。いろいろな案があるということで、今後また考えていきたいというような形で締められたかと思っております。

その次、11月に開催された第7回の緊急時対応専門調査会におきまして、ハザードの分類というのが、なかなかうまくいかないということを事務局の方から申し上げて、まず、食中毒についてハザードとしてつくってみようということで合意をいただいたという経緯がございます。

その上で、危害要因別のマニュアル、まず、食中毒という形で作成を開始しようということになったのが11月かと思っております。

12月に、危害要因別マニュアルを食中毒として検討するとき、どのような形で関係府省と連携ができるかということのコンテンツについて御議論いただいたものが12月の会合でございました。

そして、12月の会合におきまして引き続き検討ということで、できるだ

け速やかに開催をするということで日程調整を差し上げたところ、先生方の日程が一番よろしかったのは2月2日本日ということで、本日の会合に至っております。検討の経緯はこのような形でございます。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。食品安全委員会の内部版というものについては、食中毒マニュアルというのを前回の一番最後のところをもって、杉浦課長の方から駆け足でしたけれども、一応マニュアルというものは提示して、御解説いただいているわけなんですけど、今日出ております「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)」というのは、前は出ていなかった。

ただ、こういう題目を前提にして、連携の在り方をどうするかというところで、非常に時間を割いてやったという経緯が皆様方御存じだと思いますので、一応、関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)ということについて事務局から御解説いただきながら、その中でいろんな御疑問のところとか、あるいはこういうふうに直した方がいいとか、あるいは更に根本的なところをどうした方がいいということについて論議をしていきたいと思っておりますので、まずは「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)」というものについて、解説をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、事務局の方からの解説をお願いいたします。

杉浦情報・緊急時対応課長 前回の専門調査会におきましては、食品安全委員会とリスク管理機関との連携の在り方につきまして、それぞれの機関の事務所掌、それから緊急対策本部を設置した場合の食品安全委員会の役割などにつきまして、各専門委員から貴重な御意見をいただきました。

先ほど座長の説明にもございましたけれども、関係府省マニュアルにつきまして、引き続き検討するという事で御了解していただいたわけなんですけれども、これらの前回の会合でいただいた意見を踏まえまして、本日の調査会の日程調整の関係もありまして、作業時間もございましたので、食品安全関係府省版マニュアルの作成を進めさせていただきました。原案を事務局で作成させていただきましたので、本日、ここに資料として配付させていただきます。資料の1の「食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル(案)」を御覧ください。

このマニュアルにつきましては、詳細は後ほど鈴木補佐の方から説明させていただきますけれども、この原案におきましては、食品安全委員会とリスク管理機関との連携を中心につくらせていただきました。

まず、1ページで2「情報連絡体制の整備」といたしまして、情報連絡窓口を通じた密接な情報の交換、連絡体制の整備。

3といたしまして「食中毒に関する情報収集等」ということで、平時からの食品安全委員会会合での食中毒に係るリスク管理機関からの報告や、当委員会事務局で設置中の食品総合情報システムによる委員会とリスク管理機関の食中毒に関する情報の共有化。

3ページにまいりまして、5といたしまして「委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告」ということで、緊急時の食中毒に係るリスク管理機関の報告について規定させていただきました。

6といたしまして「緊急対策本部の設置」です。

4ページにまいりまして、7の「対応策の実施」。それから8の「情報の提供及びリスクコミュニケーション」ということで、関係府省連名による通知の発出、それから意見交換会の開催といった形で、前回専門調査会で御検討いただきました連携の形について具体的に盛り込ませていただいた内容となっております。

詳細につきましては、補佐の方から説明させていただきます。

丸山座長 ありがとうございます。骨子を、今、杉浦課長の方からアウトラインをお話しいただいたんですが、続けて詳細について説明をいただいた方が後の論議にはいいと思いますので、続けてお願いいたします。

鈴木(章)課長補佐 そうしましたら、資料の1を使って説明させていただきます。

資料の1は、先ほど課長の方から説明がありましたとおり、食中毒に関する関係府省でのマニュアル(案)でございます。

まず、前文でございますが、こちらにこのマニュアルの位置づけというものが書いてございます。食品安全基本法に基づきます基本的事項にのっとりまして、去年の3月にこちらの調査会で審議いただきましたが、基本要綱というもの、それから委員会版の基本指針というものをつくっていただきました。

更にこの下に、危害要因別のマニュアルをつくるということで、本日、御検討いただく食中毒に関しますマニュアルというものを作成するというを最初の3行ほどで書いてございます。

その後、食中毒というハザードで選んでいますので、その食中毒とは何ぞやということで、食品衛生法第58条に規定されておりますものにつきまして、これは具体的に申し上げますと、お医者さんが現場で診断した場合に、届出をしなければいけないというような規定がありますが、こういったものを食中毒と厚生労働省で扱っていますので、それと同じものを

今回傘としてかけるというものを記載してございます。

続きまして、本文の方、1番が基本方針ということで、こちらの関係府省のマニュアルの基本的な考え方を記載してございます。

2番目のところは、情報連絡体制の整備ということで、以前決めていただきました基本要綱の中にもありますが、情報連絡をするときの窓口につきまして、こちらの方でも記載しているというものです。

3番目が情報収集ということで、こちら平時におけます情報収集という考え方で記載されております。

(1)が食中毒に関します情報収集等ということで、情報収集はそれぞれ関係府省がございまして、この中でこういった毛色のものを集めるのかという役割を書いているものでございます。

(2)が食中毒に関する情報の共有ということで、まず、①のところでは情報の連携を各府省間で取りましようということ。

そして②番目のところで、前回検討していただきました連携の中の報告というものがあつたかと思ひますが、その中のいわゆる平時での報告ということで、何か事件が起こつたときの報告ではなくて、何か起こりそうなもの、あるいは何か心配されるようなものがあつたときに、お互いのところで報告をするというようなこと。それを食品安全委員会の場を使ってするというようなことの取り決めの事項が書いてあるのが前段の部分。

後段の部分は、年1回、厚生労働省の方でまとめております食中毒の年次報告につきまして、御報告をいただくという規定になっております。

③が、食品安全総合情報システムということで、現在、食品安全委員会で作成してあります食品総合情報システムというものにつきまして言及させていただきます。

④は、今、食品安全委員会とリスク管理機関の間で連携するために、いろいろな会議を持っております。局長級の会議から課長級の会議、そして補佐級の会議というようなものにつきまして、こちらの方を明文化して、また記載しているというものです。

次に4番目でございますが、緊急時における情報連絡ということで、情報の連絡をしていくということにおきまして、こちらは関係府省全体のマニュアルとなっておりますので、当然これに伴ひまして、食中毒に関するマニュアルというようなものが、各府省の中でも対応するようなものが何らか必要となるかと思ひます。

そのために(3)のところでは、食中毒に関しまして、食品安全委員会ですと、この後御審議いただく食品安全委員会版のマニュアルというもの、厚生労働省ですと、健康危機管理実施要領というもの、それから農林水産

省ですと、食品安全緊急時対応基本指針というようなものが対応しております。

また、不足の部分については、これに伴って作成するようという規定が最後の2行のところで書いてございます。

5番目でございますが、食品安全委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告。こちらは、先ほど平時における報告ということで、年次報告等を言及いたしました。こちらの方は何か緊急な案件等があったときに、委員会に報告をしていただくというための取り決めとなっております。

6番目、緊急対策本部の設置ということで、3月にこちらの調査会で検討いただき、4月に関係府省で合意させていただきました。基本要綱の緊急対策本部につきまして、それをまたこちらでも準用していくというようなことが記載されております。

(2)といたしまして、4ページでございますが、緊急対策本部の設置という場合には、いろいろな事務手続があるかと思えます。こちらにつきましては、非常に事務的な手続、細かいことになるかと思えますので、こちらは事務局同士のところで、まず作成をして、そして決めておくというための指示をいただくような形の文章がこちらに書いてございます。

7番目でございますが、対応策の実施ということで、それぞれの役所、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会というところが緊急事態が起こったときに、どのような仕事をしていくのかということが記載されております。

8番目でございますが、情報提供及びリスクコミュニケーションということで、情報提供やリスクコミュニケーションについて記載をしているというものでございます。

9番目でございますが、最後のところになってまいりましたが、このマニュアルについては当然事後検証とか、それからマニュアルを改定するという必要に応じて行っていくというような規定。

10番目に、最後に精神論のようなものでございますが、このマニュアルで連携を十分取っていかうということが最後に確認されて、マニュアル自体は締めているという形でございます。

以上でございます。

丸山座長 どうもありがとうございました。それでは、質問を含めて審議に入らせていただきたいと思います。まず初めに、杉浦課長と鈴木補佐の方から説明いただいたものについての御質問がありましたらお受けしたいと思います。

全体的なことを通してでも結構でございますし、個々の項目についてで

も結構でございますので、まず、質問がありましたらお受けしたいと思
います。いかがでしょうか。

元井先生どうぞ。

元井専門委員 確認事項ですが、当面この専門委員会では、主要な危害
要因等について個別のマニュアルをつくるということで作業していると
理解しておりますが、1つのモデルとして検討していると理解してよろし
いのでしょうか。

危害要因といってもいろいろあるので、なかなか特定するのは難しいと
いうことで、差し当たって食中毒を当面ターゲットにするというような趣
旨だと思いますが、その辺はどうか。

丸山座長 杉浦課長どうぞ。

杉浦情報・緊急時対応課長 冒頭座長からの確認に答える形で、鈴木補
佐の方から説明いたしましたけれども、昨年7月、11月、12月と3回に
わたって、当専門調査会でどういったハザード別のマニュアルの作成が可
能かということにつきまして御議論いただきました結果、まずは、既に厚
生労働省で定めております、食中毒について定めたらどうかということで
御了解いただきましたので、座長代理がおっしゃいましたとおり、食中毒
をまず一つのハザードとしてつくってみようということで、今回案をつく
らせていただいたという次第でございます。

丸山座長 元井先生、よろしゅうございませうか。

先生は御都合で御欠席だったんですが、個々のマニュアルをつくるとい
うことを随分考えてみたんですが、そういうものをつくるのは大変難しい。

また、それに対して本当に意味があるのかどうかというような御意見も
ありまして、具体的に何かこういうものが事件なり事故が起きるわけでご
ざいまして、そのときにそれがどういうふうに対応していくかということ
を、やはり考えておかなければいけない。

現在、食品に関係する事項としては、食中毒という形で起きるのが一番
多いのではないかと。

既に、その対応のマニュアルがリスク管理機関でそれができていると。
それをそのモデルにしてつくってみてはどうかという経緯でこのように
なったと私は理解しております。今の課長からの説明もそうだと思います。

山本先生どうぞ。

山本専門委員 ちょっと私が食中毒の定義があまりよくわからないの
で教えていただきたいんですけども、資料1の最初の4行目のところに
「食中毒(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定に
よる届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒

をいう。以下同じ。)による」と書いてあるんですけども、あと、厚労省の方の食中毒の参考資料2-1のところには、ちょっと分け方がまた別かもしれませんが、感染症とか、飲料水、毒物、劇物、そういうようなことが書いてあるんですけども、この辺りは整理する場合に、どちらも矛盾なく対象というのがわかってくるんでしょうか。

丸山座長 事務局、よろしいですか。

鈴木(章)課長補佐 一応、食中毒として扱っているものというときに、どこに根拠を持とうかなというところが1つございました。

食中毒と世の中で言われているもの、厚生労働省でいろいろな報告が挙がってきているようなものが食中毒なのかということを考えました。

そういたしますと、厚生労働省で所管しています法律の中で記載されているものは、一番上のランクで書いてあるようなものなのかということで、ここから引用させていただいております。

恐らく、厚生労働省の方もそれと同じようなものが下に、マニュアルというのは法より下のものがございますので、つくられているということになりますので、そうしますと、根拠になるところは、厚生労働省のマニュアルということではなく、同じ根拠というところに持っていけば、そこが出ることはないのではないかと考えております。

丸山座長 よろしいですか、山本先生。

山本専門委員 はい。

丸山座長 そういう法律的な仕分けから行くとそうなんでしょうけれども、食中毒の範疇に入らないんでしょうか。感染症という部分が問題になってくるんですが、その辺りを岡部先生、どういうふうに整理した方がよろしいか、あるいは食中毒というように限定していいのかどうかという辺りはいかがでございましょうか。

岡部専門委員 後の方の話にも出てくると思うんですけども、食中毒というのは、非常に限定された、結果はどうであれ食品に由来するものであるというのがあるんですけども、最初の状況は、症状で出てくるわけです。

ですから、そのときの情報をどういうふうに、食中毒としての情報を取り入れるのか、あるいは症状として疑わしいものも引くくめて取るのかによって随分平時の情報の取り方は違ってくると思うんです。

ただ、性格づけとして、平時の情報を一次的にこの委員会で全部収集できるかどうかというところに、ちょっと難しさを私は感じているところなんですけれども。

丸山座長 そうしますと、一番最初にある食中毒とはという定義をがち

っとしてしまうと、最初から間口を狭くしてしまっているということになりかねないということになりますね。

岡部専門委員 その議論は、自分自身でどうも整理し切れなくなりそうなんですけれども。緊急時の対応であるということであるならば、食中毒が前提になっていていいと思うんです。それに対する対策を取る。食品に関連あるというのがあるんですけれども、中の方をもう少し見ていくと、平時からそれに対する情報収集というところで引っかかってきてしまっているんです。つまり、平時から情報を取るのであるならば、食中毒というものに限定していいかどうか。そして、この委員会が平時からそういう情報をすべて一元的に収集するべき役割なのかどうかと。ちょっとそもそも論に近づいてしまったんですけれども、少しその辺に私自身はすっきりしないものがあるんです。

丸山座長 渡邊先生、これに関連してどうぞ。

渡邊専門委員 今の岡部先生と同じようなことなんですけれども、一番的確な例が、0157の患者数を見ていただければ、感染症法で出てくるのが2000~3000で、食中毒というカテゴリーで出てくるのが、多分100以下ですね。非常にギャップがあるわけです。

なぜかという、最初は感染症という形、いわゆる患者でのデータが挙がってくるわけです。その後で調べた結果、食品が原因であるとわかったときに食中毒のカテゴリーに入るわけです。ですから後になるわけです。

だから、恐らくほかの事例も同じようなもので、サルモネラ感染症だって最初から食品であるということがわかっていないので、医者に来るのは下痢をしているから、また症状があるから来るので、それを医者が何ととらえるか。普通は、我々はいわゆる細菌感染症と、感染症という定義がそもそも難しいんですけれども、人から人に移るのを感染症という定義とするのか、それともある種の病原体によって起こるディーズを感染症というふうに全般的にとらえるのかによって全然違ってしまいうわけです。

今は縦割政策になっていますから、なかなかその辺の相互間の関係が日本の場合は非常に難しいので、そういう統計上のマジックが出てしまっているわけです。

ですから、その辺をちゃんと把握しないと、いつの時点でそれが広域になるのかというのは非常に難しいわけです。なるべく早く検出できれば、広域になるのを抑えることができるわけです。広域になってしまったときに、広域だと言った場合には、もう患者が相当出てしまって、それこそ被害が拡大してしまっているのですからその辺の定義も含めて、どの時点でどういうふうに対応するのかということ、早く対応できれば別に広

域になるはずがないんです。ですから、その辺の決め方というのか、先ほど岡部先生が言われたような、どの辺で情報を取って、どういうふうアクションを起こすのかというところにかかってしまうんだと思います。

土屋専門委員 食中毒も、いろんな原因というか、危害要因が、結果として分かれるだろうという話ですけれども、例えば、スギヒラタケも、最初は感染症と考えられたものですから、したがって、届出もそれまでに本当は発生していたにもかかわらず、どう取り扱っていいかわからなかったんです。これは感染症ということになってはじめて、一挙に発生状況を把握できたわけです。症例数の多少は、問題ではありません。

本当に感染症だったのかどうかは、もう少し調べてみないとわからないということですが、結果として、5類感染症として届出義務があるため、過去にも何例かあったということが明らかになりました。

一番よかったのは、早めに警告を出したことです。スギヒラタケを食べることの中止を、各都道府県医師会を通じて、現場のドクターたちに感染症として連絡したわけです。

次の発信をしたときは、感染症ではない、食中毒かもしれないということでしたが、いずれにしても、健康被害が拡大する前に注意を喚起することができました。最初から、食中毒の危害要因が何であるかということにあまりこだわらないで、ある程度時間をかけないと、あるいは専門家が調べてみてもよくわからないというのが、今までの例で幾つかございますので、可及的迅速に、まず警告を発することが一番肝心じゃないかなと思います。

丸山座長 ありがとうございます。ほかに御意見はございましょうか。春日委員どうぞ。

春日専門委員 岡部先生の御発言のところにまた戻りますけれども、前回、議事の最後のころに、随分時間が押し迫って来てしまったので、平時からの情報収集については、是非次回も御議論いただきたいと思いますという発言を私はさせていただいたんです。

その議論が今回また続けられるのかなと思っていたところに、もう既にマニュアル案というものが提示されて、その中に平時の情報収集等という項目も入っていますので、ちょっとびっくりしたところがあるんですけども、確認ですけれども、提示された案の中で、改めて対象は食中毒となっていますけれども、平時の情報収集の範囲については議論させていただいてもよろしいということなんでしょうか。

丸山座長 それは結構でございます。先ほど私も申し上げましたように、この間、しり切れトンボ的になっているので、論議は続けさせていただき

ますということは、私の方からも言ったと思います。

ただ、先ほど課長がおっしゃったように、12月21日から今日まで若干の時間があつたので、マニュアルをつくるということについては、食中毒をどういう範囲にするかというのはちょっと置いておいて、マニュアルをつくるというのは、ずっと論議の中でしてまいりましたし、すべてこのマニュアルも、先ほどから説明がありますように、基本要綱に沿った形でこれをつくっていつているわけです。それでマニュアルの具体的なものを一応つくっていただいて、その中で、今、春日先生御指摘の前回十分でなかった部分も含めて論議をしていただきましょうという趣旨でございますので、どうぞそのところはお続けいただいても結構だと思います。

どうぞ。

春日専門委員 そうしますと、渡邊委員の御発言と、私は全く同じ意見を持っておりますけれども、肝心なのは、食品が疑われる、食品に由来する症状を探知したときに、緊急事態と判断するのか、それとも食品が関係することがはっきりしたときに緊急事態と判断するのは、そこで食品安全委員会がどの時点で関与することになるのかということが分かれてくるのではないかと思うんです。

丸山座長 先生自身は、どういうふうにお考えでございましょうか。

こういうリスク管理機関と、それから安全委員会がここでこういうふうにし分けというか、きっちりいかないかもしれないけれども、こうあるべきだという御意見があれば、またそれに対して安全委員会の方の事務局からお話を伺った方がよろしいのではないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

春日専門委員 いろいろ事態を具体的に想定しますと、自分の中でも相矛盾する考えが出てきてしまうんですけれども、でも原則としては食品がはっきり判断されない時点で緊急事態を把握しておくが、少なくとも平時の情報収集には必要かと思います。

ですから、ちょっと御質問のお答えにははっきりなっていないくて、緊急時と判断して動き出すときがどこであるべきかは、まだ正直申し上げまして、自分の考えがまとまっておりません。

丸山座長 先ほどから、春日先生だけではなく、ほかの先生からも御発言がありましたが、平時からの情報収集と、緊急時が発生したときに、それをどこでどういうふうに整理するのか、またリスク管理機関と安全委員会とが、この間からの連携の話ですけれども、どういうふうにどこで連携していくのかという辺りについての整理は事務局としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 これはタイトルというか、ハザードとして食中毒の緊急時対応マニュアルになっておりますので、いずれにしても食中毒の定義というのはどこかで定める必要があるかと思えます。

ただ、収集する情報につきましては、食中毒の緊急事態を早期に確認するという観点から、定義した食中毒に関するものに限定する必要もないかというふうに考えているんですけれども、そのこのところも併せて御議論いただければというふうに思います。

丸山座長 山本先生どうぞ。

山本専門委員 今のこういう御議論に関しては、この次の食品安全委員会の緊急時対応マニュアルのところを見ると、なお平時とか、緊急時なんかには仕分けして書かれているので、そちらの後の方がわかりやすいかなというふうに思うんですけれども。

丸山座長 安全委員会版というもので、これは後ほどやろうと思うんですけれども、先ほどからのお話の中で、リスク管理機関と、それから安全委員会がどう関係するんだろうかと。それには、平時からの情報収集ということと、緊急時が発生したときにどう対応するかというのは、非常にリンクするわけなので、その辺りをどう整理しておこうか、考え方としておこうかというふうに、今、私としてはやっているつもりなんですけれども。

小泉先生どうぞ。

小泉専門委員 このマニュアルを読ませていただいて、委員会、それからリスク管理機関のことが随所に出てくるのですが、文章にしてみると、全部並列になっているように思いまして、緊急のときだと、やはりどこがリーダーになるのか、こういう情報をみんなで収集してどういうふうに、言葉にすると調整して、整備して云々ということになるんでしょうけれども、ではだれがリーダーシップをとって緊急に対応していくのか、ちょっとこのマニュアルだと、全部が並列に書いてあるように読めますので、これで果たして緊急のときに動くのかなという印象を持つんですが。

丸山座長 その点に関して、案をつくられた事務局としては、いかがでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 前回の会合でも御議論いただいたんですけども、委員会それからリスク管理機関の事務所掌というのがございますので、その範囲で書かせていただくと、やはりこういう形になってしまうということではないかと思えます。

ただ、「6 緊急対策本部の設置」のところでは、既に閣議決定された基本的事項においても定められているんですけれども、食品安全担当大臣が、緊急事態が発生した場合には、委員会からの報告、または助言に基づ

いて、あるいはリスク管理機関からの要請に基づいて本部を設置するというような規定も定めておきまして、一定の範囲内で食品安全委員会が主導する形で緊急時に対応するというような形にもなっているかと思えます。

丸山座長 ここについては、そういうことを考えて、主体性というものがどこにあるかという疑問に対しては、一応そういうことは考えて対応できるようにしたつもりだというお答えなのですが。

土屋委員どうぞ。

土屋専門委員 食品安全委員会が主役を演じようとしているということとは十分伺えるわけなんですけれども。

先ほど並列という言葉が出ましたが、そのように感じられてしまうのは、緊急時に、すわ一大事というときに、事と次第によっては、超法規的に処理しなければならないという場面があるかもしれないぐらいのことを考えて、取り組まなければいけないと思うからです。食品安全委員会がそれなりのリーダーシップを、リスク管理機関等の協力を得た上で発揮したいということが、逆に、そういう意味での法的なバックアップがされていないがゆえに、ここぐらいまでしか言えないんじゃないかなと感じるのですが。

丸山座長 いかがでしょうか。事務局長の方からお答えというか、お考えをいただければありがたいんですが。

齊藤事務局長 おっしゃるように、いわゆる権限問題、各省の権限との関係で、平時において食品安全委員会がそれを直接的に指揮・命令するという権限が与えられているわけではない。それはそのとおりです。

ですから、そういう意味で、ここにお示ししている案の中では、平時の情報収集その他については、連携しつつ、一定の範囲で各省の主体の範囲でできるということに法的にはなっています。ですから、そこは尊重せざるを得ないというのは、現行の法の枠はそういうことだと思います。

ただ、一方、緊急事態が起きた場合には、先ほど杉浦課長が申し上げたとおりで、食品安全担当大臣の下に一元的に行うという仕組みは、一方ではできているわけです。

ですから、まさに緊急事態が起きたときには、そういうある種一定の指揮・命令下で全体の統制ができると、あらかじめそういうフレームワークは用意されているわけですから、緊急時対応ということ、まさにそれ以降を緊急時というふうに考えれば、一つの指揮・命令系統の中でできるという形に考えることができるわけです。

しかしながら、一方で、緊急時というのは、いつからが緊急時なのかということ。それで平時の問題というのは常に情報収集しなければいけない

と、そういう問題がありますので、その平時の部分については、各省、先ほど申し上げたような形で並列的な形で、一定の範囲で進むということになると。

その場合においても、食品安全委員会がコーディネーター的な役割を果たすこと、これについては別に妨げるものではないわけですので、そういう意味で、関係府省全体のマニュアルということで、平時の時点でも一定の範囲で、食品安全委員会が立場的には、ある種調整役ということになる。法的にはそうなるんだと思いますけれども、リーダーシップを持ってやっていくというのが現実にとえられている範囲内で、またそれが現実的な姿なんだろうというふうに思います。

法的な関係について申し上げますと、食品安全委員会で、ある意味のスーパーパワーが与えられているわけではない。ただし、緊急事態においてはそういうことも想定されているというのが、非常におおざっぱな言い方をすると、そういうことになろうかと思えます。発言を許されたついでに、もう一点ですけれども、先ほどの食中毒の定義問題ですけれども、ここはマニュアルの書き方の問題でもあろうかと思えます。

ですから逆に言うと、平時の時点で情報収集するのは、食中毒ということがその時点でわかっているということは、むしろ少ないわけで、そういうことが疑われる事態が起きたとき、ないしは起きているときに、どういうふうに情報収集していくかということで、最終的には緊急事態になった時点においては、一応これは食中毒を想定していますから、最終的に絞り込まれた時点で、それが食中毒である場合の、そのときの対応ということが、集約されていくところがそこであると、ですから、事前の段階では、広くそういうおそれのあるものを含めて情報収集をしなければいけないという論理的な帰結というのも変ですけれども、そういう形になっていくんだと思います。

そこがどこまでできるかという議論は、また別の、それぞれの持っているパワーの限界がありますから、力の限界というか、与えられている能力の限界がありますから、そこはどこまでどういうふうにやっていくのか、そこはまた逆に先ほどの協調の問題に戻ってくるんだと思います。

そういうことなので、マニュアルの書き方についてはいろいろ御議論いただいて、考え方を専門委員の皆さんの間で一致していただければ、事務局の方では工夫すると、そういうことになろうかと思えます。

すみません、ありがとうございます。

丸山座長 ありがとうございます。今、事務局長の方から、かなりの部分を整理いただきまして、大変ありがとうございます。

このマニュアル案は、前回の論議を踏まえて、事務局としても苦勞なさってつくっていただいたわけですが、勿論これはいろんな今までの論議の中からこうしたんですが、新たに前回の論議を踏まえて加えたようなところ、強調したいというようなところもおありだと聞いているんですが、その辺りについて事務局から、特に新たに加わった部分ということについて、ここで事務局から説明をいただいた方がよろしいと思うんですが、いいでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 このマニュアルの中の「2 情報連絡体制の整備」というのは、参考資料の中にございますけれども、基本要綱の3の(1)をそのまま準用しております。

それから「4 緊急時における情報連絡」につきましては、基本要綱の3の(2)を準用しております。

それから「9 事後検証及びマニュアルの改定」につきましては、基本要綱の7をそのまま引用しておりますので、御議論に当たりましては、これらの項目も含めてですけれども、特にこれら以外の項目について中心に御議論いただきまして、これらの項目につきましては、ほかの項目とのバランスという観点から御議論いただければというふうに考えております。

丸山座長 そうしますと「2 情報連絡体制の整備」「4 緊急時における情報連絡」「9 の事後検証及びマニュアルの改定」。このところが、新たに加わったというか、この辺りを特に論議してもらった方が事務局としてはいいと、そういう意味でしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 その逆でございます。

丸山座長 逆ですね。いかがでございますでしょうか。2、4、9以外のところで、先ほどから御論議はいただいているんですが、それを含めて皆様方から先ほどからの疑問点なり、あるいは御提案なりをお願いしたいところなんです。

元井専門委員 このマニュアルの項目の並び、順序ですけれども、緊急時対応専門調査会というのは、緊急時にいかに早く対応できるかということが重要で、しかも当調査会の焦点になると思います。今回、このマニュアルでは平常時の対応がまずあり、それから緊急時の対応順となっておりますが、むしろこの調査会での重要検討事項に沿って、まず緊急時対応を挙げ、それから次の項目と表記した方がこの調査会の意義が明確になるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

丸山座長 むしろ、緊急時に何をやるかということをして、「平常時には」というのを後ろの方に持ってきた方がいいのではないかとというような御指摘でございますが、事務局はどうですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 これをつくるに当たって、既に定められております基本要綱、あるいは食品安全委員会緊急時対応基本指針との構成を参考にしているんですけども、すみません、大体こういう平時の体制を前に持ってきて、緊急時における対応を持ってきて、最後にリスクとか、情報提供、それから事後検証といった構成になっていたの、それをそのまま使ったわけなんですけれども、緊急時の対応を最初に持ってくるという考えが及ばなかったんですけれども、もし、そういう構成が可能であれば、検討をしてみたいというふうに思いますので、御議論いただければと思います。

丸山座長 ほかの専門委員の先生で、何かこれについて御意見があればいただきたいと思いますが。

事務局でつくったこれは、今までのいろんな習わしからいくと、こういうふうになっていくということなんでしょう。

渡邊先生どうぞ。

渡邊専門委員 多分、先ほどからの議論で、皆さんが、私も含めてはつきり頭の中が整理できていなかったことは、この食品安全委員会が何を主体的にやるのかというのが、これは表にあまりよく見えない、並列的と言えば並列的なので、ですから例えば平常時のリスクはリスク管理機関がやるんだと。主に役割分担をちゃんとわかるような形でこれを書き直せば、安全委員会が何をやるんだということがはっきりするのではないかと思います。

前からの議論で、安全委員会は、例えば大型食中毒で500名以上になったり、また原因がわからないとか、幾つか3項目を並べたものに対して、安全委員会が関与するというのは、定義上先にできているわけですから、そのときになったときにボタンタッチをするんだということをはっきりわかるように記載していただければ、多分整理がつくんだと思うんです。

なんかこれを読んでいると、平常時も安全委員会が口出すと言っただけはおかしいですけども、なんか縄張り争いをやっているみたいな印象をちょっと受けてしまうわけですね。そうすると、お金の無駄遣いじゃないですけども、3つの機関が農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会が同じことを並列にやっているというのは、この文章はあまり有意義なことではないというようなイメージでとらえられてしまうんですね。

ですから、先ほど元井先生が言われたような形で、一体何を安全委員会があるのかということで、あとほかのところはどこが主体的になってやるのかということをお知らせできるように書いていただければ、内容的には多分すっきりしていくんじゃないかというふうに思いますけれども。

丸山座長　そういうことが、多分皆さんの中にもややもやとして、これを特に読むと、そういうふうになってしまって、なんか迷路のような中に入るような感じが確かにしてしまう。表現の仕方は大変失礼なんですけど、今、渡邊先生がおっしゃったところが、多分皆さん疑問なところなんです。

そういうことを、この文章の中に、仕分け、先ほども私は言ったと思うんですが、仕分けというものをわかるようにマニュアルをつくっていくという基本的な考え方でいくというのは、十分マニュアルをつくる上でできるということなんでしょうか。

いかがでしょうか。

今、渡邊先生の御発言がありましたように、食品安全委員会が何をしなければいけないのかということを決めておくということを書けば、あるいはそういうことをきちんと仕分けをしておけば、あとは事務局長がおっしゃったように、事務的ないろんな作業を表現とかをしていけばいいのであって、その仕分けをきちんとすることが、またそれを表現するということができるのでしょうかということなんです。

杉浦情報・緊急時対応課長　勿論できるかと思えます。

丸山座長　小泉先生どうぞ。

小泉専門委員　その関係では、もしできるということであれば、例えば、今、8番を見ているんですが、情報の提供及びリスクコミュニケーションについて、委員会及びリスク管理委員会が情報を提供すると書いてあるわけですが。こういう緊急のときに、一瞬を争うような大きな事態が発生した場合に、やはりだれか一人が、この場合は食品安全委員会が発信するんだというようなことをしておかないと、これだとリスク管理機関も一緒になると、やはりコミュニケーションが非常に遅れるんじゃないかと思うんです。

例えば、9番であれば、これは事後検証だから、これは委員会及びリスク管理機関でいいのかなと。この一つひとつの項目をみていきますと、複数になっているのは、場合によっては委員会だけがやるんだと。勿論、リスク管理機関等の話を聞くにしても、やるのが委員会なんだと、責任は委員会がとるんだというくらいの意気込みがないと、こういう緊急時対応というのは、時期を失して非難されるおそれがあるんじゃないかという危惧を持ちました。

丸山座長　ありがとうございました。岡部先生どうぞ。

岡部専門委員　私がイメージしているのは、ちょっと逆なんですけれども、平常時の場合は、リスク管理機関がいろんな情報を集めて、それで危険性を察知して動き出すというところがあると思うんですけれども、委員

会は、それらの情報をまとめて広域的に動くのか、国として大きく動くのかということを決めて、調整をして各管理機関にそれを言うところじゃないかと。つまり、調整をすることがもっとも重要ではないかと思うんです。

リスクコミュニケーションも重要なんですけども、それも委員会がやり、あるいはリスク管理機関がやり、あるいはリスク管理機関が現場のことを知りながら、それをこえる形で委員会の方もやっている、むしろリスクマネジメントするところが右往左往してしまうような気がするんです。

ですから、食品安全委員会というのは、いろんな情報を集めて、その結果としてアクションを起こすのではなくて、むしろ重要な情報を求めて緊急的にどういうアクションを起こすかということがありきで、そのための動きと情報の収集を決めればいいのかというように思いますが。

丸山座長 小泉先生、いかがでございますか。

小泉専門委員 前も申し上げたような気がするんですけども、食品安全委員会が何でできたかという経緯からすると、やはり食品安全委員会というわかりやすい機関が、こういうのを発信するという方が、納得がいくんじゃないかというふうに思っているんです。

丸山座長 それに関連して、春日先生どうぞ。

春日専門委員 私は、食品安全委員会の一番の目的は、中立で公正な科学的評価を行う機関だったと思います。

ですから、情報の収集、それからコミュニケーションの主体となること、それも一部には含まれるんでしょうけれども、それが第一の目的ではなかったかと思えます。

もう一つ、以前の御発言に戻って関連の発言をさせていただきたいと思えますけれども、食品安全委員会が、今度は緊急時に対応して何をやるべきかの明確な定義づけの際に、マニュアル案の2ページ目の情報収集等の委員会の役割のところに書かれている、一元的な科学的知見の収集というのが私にとってはわかりにくい一つの例だったわけです。

この一元的で何を想定されているのか。それに関連して、前回は今回も参考資料のほかに資料として添えられている一次情報の収集の通報受付票などがあるんですけども、その中に通報者として行政担当者だけではなく、一般という欄もありまして、そうすると、健康被害情報の第一次情報まで安全委員会が収集することになるのかという点について非常に疑問に思うわけです。

それも含めて、一元的な情報収集というふうにおっしゃるとなると、果

たして現在の安全委員会の事務局に、収集分析を行うだけの人的または専門的な能力とっては申し訳ないんですけれども、そういう体制になっているかどうか、ちょっと疑問に思うわけです。

そうしますと、私の意見としましては、岡部先生がさっきおっしゃったように、安全委員会には、リスク管理機関が一度一次的情報を集めて、それを分析してまとめたものを受け付けるという流れが望ましいのではないかとこのように思います。

丸山座長 ちょっと整理させていただきますと、春日先生の前半のお話のところは、やはり岡部先生、小泉先生は若干ニュアンスが違いますが、安全委員会が何をしなければいけないのかということを確認にすることでは、そういう視点では同じだということに思うんです。

春日先生の後半の一元的な情報収集ということをどういうふうに考えていらっしゃるのかと、ここにそういう言葉が出てきてしまうので、このところを少し説明いただければと思いますが。

鈴木(章)課長補佐 一元的にということですけども、先ほど春日先生の御指摘がありましたとおり、中立・公正的な科学リーダーという意味合いが強いものという趣旨で書いております。

ただ、表現が先生がおっしゃるとおり、曖昧なのかなというのがありますので、そこはそういった趣旨が通じるような形で書き直すということをするのが一番いいのかなと思います。

丸山座長 一般の人からの情報収集というのは、これはこの間もお話いただきましたね。いろんな電話がかかってくるんだから、そういうのも一つの情報としてということに、確か鈴木さんはおっしゃったと思うんですが。

鈴木(章)課長補佐 すみません、1つ忘れていました。今の食品安全委員会の仕組みで既にあるものの中で、食の安全ダイヤルというのがございます。

春日先生のおっしゃるとおり、食中毒の一次的な大きな情報というのは、やはり専門的な観点からリスク管理機関から挙がってくるものだと考えております。

ただ、ダイヤルを通じてというのが、ダイヤルがあって、何も聞かないですよという話は、なかなかつくれるのかなと。そこで、どれだけそれに重みを置くかというのは、例えば今の食中毒の報告制度と並行した制度をつくるということではなくて、既存にあるもので、もし万が一があったときには、それをもって対応するというよりは、例えばそこから仮に万が一あったとして、その情報をリスク管理機関にフィードバックするような

形のものがなければいけないのかという趣旨で入れておりました。

ただ、誤解を招くような様式だったということもございますので、その辺は修正した方がよろしいのかなと考えております。

丸山座長 ありがとうございます。いろんな御意見をいただいておりますが、今回もまた私の整理が十分うまくできなくて、皆さんに御迷惑をかけているんですが、皆さんの御意見の中では、やはり食品安全委員会が何をしなければいけないのか。特にリスク管理機関との仕分けをどういうふうにするのかということを確認にした上で、このマニュアルというものがつくられるべきだということは、皆さんそのように認識されていると思いますので、その辺りを、これは今日ここで作り上げるわけではありませぬので、もう一度今日の議論を踏まえて、そうした案をつくっていただき、また、御論議をいただかなければいけないんだらうと思うんです。

今は、関係府省間のマニュアルを検討していただいているんですが、これのところは一応そういうふうにして、宿題みたいな形になってしまうわけなので、もう一つの今日の議題であります、言わば安全委員会版というものについての議題にちょっと進ませていただきたいというふうに思います。

これは先ほど申し上げましたように、前回の一番最後のところで、杉浦課長の方から駆け足でちょっと説明はいただいているんですが、もう一度食品安全委員会版の解説をお願いしたいというふうに思います。

齊藤事務局長 今、座長の方から御指示があったとおりで、整理をさせていただきます。

先ほどから緊急時における一元化のことで大分皆さんから御指摘をいただいておりますけれども、マニュアルの書き方の問題として、私どもの準備が十分できていなかった反省点として、緊急対策本部の設置と緊急時との関係というのが必ずしも明確に書かれていないと。

したがって、緊急事態がすべて緊急対策本部の下になるのかどうかという御議論はまたあると思うんですけれども、基本的に非常に重大な事態であれば、緊急対策本部が設置されるということになるわけです。緊急対策本部の下で緊急時の対応として、先ほど出ていました情報の提供その他についても緊急対策本部という一つの傘の下できちんとやるという形を取らなければいけないとか、そういうことが想定されているわけです。このマニュアルの書き方ですと、その辺がちょっと不明確になっているので、みんながばらばらにやるというふうにも読めてしまうということもあると思います。

ですから、そういう意味で、書き方を含めて再整理が必要だという御指

摘だというふうに事務局としては理解して、内部で議論させていただきたいと思います。

丸山座長 ありがとうございます。それでは、安全委員会版の方の説明をお願いしたいと思います。

杉浦情報・緊急時対応課長 それでは、資料の2 - 1「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル（案）」を御覧いただければと思います。

前回の会合で「食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル」の骨子について御説明させていただきました。その後、骨子に肉づけをするという形で、今日、御提示させていただいておりますマニュアル案を作成してみましたのでございます。

このマニュアルにつきましては、食中毒による緊急事態が発生した場合の食品安全委員会がどういう対応をするかという委員会内部のマニュアルでございます。そのために、委員長以下の事務局職員の対応をまとめたものでございまして、極めて事務的な内容も多く含まれたものとなっております。

大きく「Ⅰ 平時からの対応」「 初動対応」「 対応策の実施」「Ⅳ その他」という4つの章からなっております。時系列的に具体的な手順を定めた内容となっております。

まず「Ⅰ 平時からの対応」といたしましては、緊急時に備え、日ごろより備えておく事項。それからリスク管理機関との密接な連携体制等が記載されております。

2ページ目の下の方に「 初動対応」がございすけれども、初動対応につきましては、第1報を受理して、緊急時連絡ルート等を通じて、迅速に情報を連絡し、委員や事務局関係者を招集し、初動対応の方針を定めております。

4ページの下からになりますけれども「 対応策の実施」におきましては、食品安全委員会の権限において、緊急時に行うことが効果的な方法として情報収集、それから食品健康影響評価、情報提供、リスクコミュニケーションといった手段を検討し、必要に応じて緊急対策本部の設置や、関係府省連絡会議を開催するという内容となっております。

6ページの下の方に「Ⅳ その他」といたしまして、主に事態が収束し、緊急対策本部の解散等による緊急時対応に関する対応を記載してございます。

また、マニュアルの修正につきましては、鈴木補佐の方から御説明させていただきます。

丸山座長 それでは、続けて鈴木補佐お願いいたします。

鈴木（章）課長補佐 そうしましたら、資料の 2 - 1 と 2 - 2 を用いて説明させていただきたいと思います。

まず、頭の整理が必要かと思しますので、2 - 2 を見ながら大きな流れを説明したいと思います。2 - 2 を御覧ください。

こちらは、流れの形の図になっております。第 1 報が入ってから、いわゆる緊急事態等の収束というところまでの大きな流れ、特に初動を中心に書いてございますが、最初の第 1 報の扱いを中心とするものを書いてございます。

まず、第 1 報を受理して、このときにこちらに書いてございますが、別添の 6 - ①、この別添の 6 というのは、実はチェックリストという形になっておりまして、2 - 1 の資料の 8 ページ目以降に様式ですとか、別添が付いております。

後半の部分に別添 6 として①からずっとございまして、こちらの 6 - ①のチェックリストを用いながら受理を行うと。

その際には、様式 1 と言われるものが一番最初の 8 ページ目に付いてございますが、通報受付票というのを、いわゆる第 1 報を情報として上に伝えるまでに、必要な事項を漏らさず、一応、緊急時対応係というのがございまして、ここで記載できるような形で網羅して、情報があるものはある、情報がないものはないなどの記載をして対応してはどうかというような様式になってございます。

第 1 報が来て、情報連絡という形で、今度は別添 6 - ②というチェックリストがございまして、こちらをチェックしながら作業を進めると。

そして、別添の 5 というものが、別添 6 の 1 つ前のところでございますが、いわゆる緊急連絡網みたいなものでございまして、このような流れで情報を伝えていくというようなものになっております。そのときに、リスク管理機関への情報の連絡も併せて行います。そのときに、別添の 2 というのがありますが、別添の 2 に代表となる窓口の関係課の連絡先、それからそういった情報が一覧表で書かれております。

そして、第 1 報が委員長のところまで情報が届きますと、選択肢が若干出てまいりまして、委員会を会合することを決める場合が、まず 1 つ一番左端の矢印で行きます。

局内で、いわゆる会議を開催するということの指示を受けた場合に、2 つ目の矢印に基づきまして、真ん中の局内会議の開催と。

局内会議に必要な資料等を事務方が集めるために、またチェックリストがありまして、それが別添の 6 - ④という形になります。

会議が開催された場合には、その中で対応策等が検討されるということ

がありまして、委員会会合が開かれる場合と、そのまま対応策を実施してしまう場合と2つの矢印が出ております。

委員会会合が開催される場合には、その委員会が公開で開催されて、リスク管理機関からの報告等を受けることや、あるいは、そこにおきまして審議で科学的知見に基づき、いわゆる対応策と検討するというようなこと。そういったものやっけていくということになっております。

そして、対応策の実施というのがその後でございますが、この対応策の実施というところは、右の方に矢印がたくさん出ておりますが、食品安全委員会ですることという選択肢として、緊急対策本部の設置を助言するようなこと。それから、情報収集を更に行っていくと。

それは、情報収集先として、別添資料3といたしまして、国内の関係試験機関のウェブサイトですとか、代表電話が書いてある一覧表。

それから、別添資料4といたしまして、海外での主な情報収集源として、メディアですとか、海外の行政機関といったところのウェブサイトなどが記載されているというものでございます。

それ以外には、本来の食品安全委員会の仕事でございます、食品健康影響評価というものも選択肢にありますし、勧告、意見というのも最終的なところではあり得るというようなこと。

それから情報発信をしていくような情報提供、それからリスクコミュニケーションを実施していくというようなことが選択肢としてあるのではないかとということで、右側に選択肢が書いてございます。

そういった状態が収束するような段階になりましたところを、別途また記載させていただくというような流れのものになっております。

ちょっと説明を1つ忘れてしまっていたので恐縮なんですけど、上の方を見ていただきますと、第1次参集要員等の対応というのがございます。

これは第1報を受けた後、事務局内で、まず取り急ぎ集まる人間というのを決めているものでございます。それが別添1というものでございます。情報・緊急時対応課に所属いたします補佐ですとか、危害要因に応じて評価課というところがございますが、その関係者の協力を得ていくというような仕組みでつくってはどうかという形になっております。これが、こちらの食品安全委員会の緊急時対応マニュアル案の大きな流れでございます。中身につきましては、1ページからページを戻していただいで見ていただければと思います。

まず、先ほど課長の方から説明がありましたとおり、Iといたしまして「平時からの対応」ということで、平時での準備体制ということ。第1次参集要員のことですとか、そういうのが記載されているのが最初の1でござ

ざいます。

2といたしまして「平時からの情報収集等」といたしまして、1ページめくっていただきまして2ページの上にございますが、関係試験研究機関ですとか、国際機関といったところ、そういったところからの情報を定期的に取り上げているということが実際にございます。

3といたしまして、「リスク管理機関との緊密な連携」ということで、リスク管理機関との間での報告制度の話。それから、事務的な情報交換、あるいは連携というものの会議の開催の話、こういったものが3番で書いてございます。

続きまして、の「初動対応」といたしまして、こちらは平時ではなく、何か情報が入ったときの対応が記載してございます。

第1報の受理というのが1番目にございますが、第1報を受けて、それを上げるための通報受付票などのことが記載されているのが最初でございます。

2番目のところが、第1報の情報連絡ということで、得た情報をいかに上の方の委員長ですとか、食品安全担当大臣といったところに早く伝えるというための流れについて規定してございます。

3番目が第1次参集要員等の対応ということで、第1報を受けた後、取り急ぎ何か作業をしなければいけない者どもを集めるというような規定。それから、集まった方々が何をやるのかというようなことが書いてございます。

4番目といたしまして、1ページめくっていただきまして、ページは4ページ目でございますが、こちらの中で、初動対応方針の決定過程といたしまして、局内での会議を開催したり、委員会会合の開催をしたりということが書いてございます。

5番目に、その他といたしまして、先ほど流れ図の方で一番最初に書いてございましたが、それぞれの事務的な処理をするために必要な事項について書いてあるチェックリストが後ろに別添として付いていますという規定が書いてございます。

それから、といたしまして「対応策の実施」といたしまして、先ほどの流れ図でいいますと、右側に書いてあった選択肢の緊急対策本部の設置ですとか、緊急時における情報収集ですとか、食品健康影響評価、それから勧告及び意見、情報提供及びリスクコミュニケーションについての規定が書いてございます。

最後にその他といたしまして、6ページ目の下の方になりますが「1緊急事態等の収束」。

緊急事態のときには、こちらの対策が広がってやっていくものでございますので、それが落ち着いて集まってくるという意味で、収めるに束ねるという「収束」、一般的にマニュアルでこの言葉がよく使われていますので、この収束を行うという場合の規定が書いてございます。

マニュアルでございますので、最後に事後検証ですとか、マニュアルの改定についての規定が体裁上載っかっているというような構成になっております。

以上でございます。

丸山座長 ありがとうございます。今、御解説いただきましたように、安全委員会版の緊急時対応のマニュアルは、御覧のように、内部の事務的な取り決めということが主でございますので、細かいいろんな資料が付いて厚いんですが、この専門調査会としては、内部のマニュアルに対して、こういうふうにしたらもっと流れがうまくいくとか、あるいはこういうふうにした方がいいんじゃないかというような御意見を申し上げるのが主体だろうと私は思っておりますが、そうした視点で、少し長いので、これを大きなローマ数字ぐらいに分けてディスカッションなり、あるいは御意見をいただいた方がいいんじゃないかと思えます。

事務局、そういう進め方でよろしいですか。

杉浦情報・緊急時対応課長 結構です。よろしく願いいたします。

丸山座長 全体的なことは、途中でどうしてもというのは結構ですが、後でもいいんですが、こうした事務的なことですので、分けて議論を進めてみたいと思うんですが、その前に、山本先生、安全委員会版のマニュアルについて、ちょっと御発言をいただいた方が、よろしいでしょうか。

山本専門委員 先ほどから1次情報とか、そういうふうな議論があると思うんですけれども、そこがすごく重要で、1次情報というか、最初の情報をどこが受けるかということは、食品安全委員会が緊急時にどういうふうに関わるかという大きな方とも関係すると思うんです。

平時からというのを最初にすると、ちょっと違ってきてしまうんですけれども。

丸山座長 では先生、2番目に持っていきたいので、初動対応のところでもよろしいでしょうか。

山本専門委員 はい。

丸山座長 では「I 平時からの対応」というところで、何かありましたどうぞ。

渡邊先生どうぞ。

渡邊専門委員 全体のコンセプトがちょっとこんがらかってきたので、

先ほどと同じことを蒸し返しかもしれないんですけども、食品安全委員会は、いろいろ一生懸命やろうというスタンスは非常によくわかるんですけども、例えば今の平時からのでも、この書き方はどうなんですかね、「広く食中毒に関する情報及び科学的知見の一元的な収集を行い、食中毒を未然防止に努めることとする」と、これは、いわゆる先ほどの緊急時の定義からしてちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。

緊急時の定義は、もう一回繰り返しますと、500人以上云々とか、何だかわからないもので、たくさん患者が出たというときに緊急時だというふうに定義しているわけですね。それなのに、未然防止というのは、これはあくまでリスク管理機関が責任を持つ問題で、食品安全委員会がこれに口を出すと、大変混乱を来すのではないかなと思うので、もう少しコンセプトからどこを食品安全委員会は受け持つのかということをやっとした形でマニュアルを書かれた方がいいんじゃないかと。

私のシンプルな考え方は何かというと、やはりそういう大きな事件があったというのは、これはリスク管理機関が多分関知するんだと思うんです。それに要請が来たときに、食品安全委員会はコーディネートすると。

1つ大きなものは、例えば厚生労働省と農林水産省にまたがるような大きな事件であった場合、2つの大きな機関があまりうまくいっていない場合にはまずいと、では食品安全委員会がそこに出ていって調整しましょうというのが要求されていることなんではないかなというふうに、先ほどからずっと思っているんですけども、その辺の食品安全委員会の在り方というか。

もう一つの在り方は、先ほど春日先生が言ったように、サイエンティフィックなエバリュエーションをすると、アセスメントするというのが非常に大きな役割だと思うんです。

もう一つ大事なことは、やはり食品安全委員会のコーディネーションだと思うんです。だから、あまり二重になるようなことを、こういうことで書いていくと、例えば我々の機関では、ここに関連機関と書いてあるんですが、感染研はどっちに向いて、どうすればいいんだろうと、具体的に言うちょっとわからなくなってしまうので、すっきりしていただいた方が、我々としてもアクションを起こしやすいということですよ。

岡部専門委員 賛成です。

丸山座長 専門家として両方に関与して、どうぞ。

寺田委員長 委員長という立場ではなくて、全体が非常にコンフュージョンを起こしているのは、御存じかと思いますが、緊急時体制に関して食品安全委員会は食品安全基本法の中で役割が指定されていないん

です。役割が指定されているのは、基本方針の閣議決定した中で規定されているわけです。非常に大事なことですから、やるべきなんです。

リスクコミュニケーションに関しましては、リスクアセスメントは当然入っていますけれども、リスクコミュニケーションに関しては、評価に関してのリスクコミュニケーションをなさいと。それから各管理機関のリスクコミュニケーションをコーディネートなさいとということで、それすら緊急時に関してはないんです。だから、それがいろんな面での専門調査会でのコンフュージョンだと思うんですけれども、非常に大事なことで、法律にないからどうのこうのではなくて、この委員会で、ここの役割はどうしたらいいかということを決めていただくのがありがたい。

その場合に、これは私個人の考えなんですけれども、管理がほとんどだと思うんです。実際に医師会とか、保健所とか農政局とかが動かないと、私らは手足が何もなければいけませんから、だから今言われたように、皆さんが言われるのは、現場のことを知っているわけで、みんなそうだと思いますけれども、調整する役割とか、やはりどういうところをやるんだと、やはりクライシスになったのは、どのぐらいがクライシスだというデフィニションをやって、ここはどうするかとか、そういうことをここで決めていただいた方が、根本的なところをやって、現実的にそれが動くものかどうか、ここの委員会が動くのではなく、日本全体として一番望ましい方法はどうかということをやっていたらいいと思います。

基本的事項の中の文章も食品安全委員会という書き方をしていないんです。食品安全委員会及びリスク管理機関はとくつつけて、ですから、その中でここの委員会は、政府全体という管理機関も含めまして、どういう形の緊急時体制で、できればこの委員会の役割を発揮していただくような形になればいいなと思います。本来は、法律か何か、もう少しきちんとしたデフィニションがあったらいいんですけれども、現実問題として、45人とか50人、いろんな方を入れて90人ぐらいの所帯で、ほとんどの管理のところが私どものところではできるとはとても思えない。逃げ口上を言っているわけではありません。それは今までのいろんな伝統があって、国民の皆さんと直接現場でつながっているところからずっと中枢になっている管理機関がやれるのが、私は当然だと思います。

言われましたように、私もこれは非常に気になっていまして、いろいろ聞いたら、扇の要だと、抽象的なことで、だからそういう落ちこぼれがないとか、今、言われましたように、大学のこと以外に小さなところでも、これはクライシスではないでしょうけれども、縦割の行政で弊害がないような形だとか、全体の管理のあり方に常に目を光らせているということに

なります。二重、三重管理機関は勿論やっていると思いますけれども、私どももやると、そういうようなところじゃないかということです。ちょっと長くなりましたけれども、一番根本のところは安全基本法には書いていないということです。

丸山座長 寺田委員長、どうもありがとうございました。土屋先生も前から御発言しているように、根本のところであいまいな部分があるというために、私ども専門調査会の中で割り切れないところが、いろんな面が出てきてしまう。

今、寺田委員長からの御発言がありましたように、かなりはっきりしないところの上に立ってというのは、法律上、あるいは安全委員会の成立の仕方のところから、そういう宿命を持っているような気が致します。

ただ、先ほど渡邊先生がおっしゃってくださったように、やはり安全委員会というのは、その評価と省庁間の調整役だということは確かなので、そういう上に立って、この緊急時対応も何をしなければいけないのかということができるだけ国全体のお役に立つようなことで、このマニュアルもつくっていかざるを得ない、そういう私たちの役目でありますので、一番根本のところはどうかというところをぎりぎりやると、今、委員長がおっしゃったようなところに行きついてしまいますので、大変はがゆいところがあるわけですが、少しもやもやとした上に立った目的を遂行せざるを得ないんじゃないかというふうに思っております。

従いましてここでは、例えば、渡邊先生の方からご指摘をいただいたように「未然防止」という表現はおかしいんじゃないか、あるいはこういう表現がおかしいんじゃないかという御意見をどんどん出していただいて、よりいいマニュアルをつくらざるを得ないというふうに思っております。

飯島委員どうぞ。

飯島専門委員 資料2 - 1の2ページ目の「3 リスク管理機関との緊密な連携」の(1)のところに、「収集した食中毒に関する情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図る」と書いてあります。

次の(2)のところに「厚生労働省から、毎年1回」と、ここには数値目標が入ってます。緊密な連携というのは、具体的にどのように行うことでしょうか。健康被害というのは毎日毎日起きるのか起きないのかわかりませんが、これについては、どのようにお考えになっているのでしょうか。

また、資料2 - 2に記載されていることですが、このようなフローチャートの流れについて、時間的な対応をどのくらいに想定していらっしゃるのでしょうか。具体的にお聞きしたいと思います。

以上です。

丸山座長 事務局、その2点について、2番目のところは、前回、田中専門委員の方からも御質問いただいたところなんですけれども、2つの点についてお答えできる範囲内をお願いしたいと思います。

杉浦情報・緊急時対応課長 まず第1点の2ページの3の(1)の密接な連携でございますけれども、現在、既に行っております密接な連携といたしまして、食中毒につきましては厚生労働省から定期的には毎週1回都道府県から厚労省に対して報告のあった食中毒の情報について食品安全委員会に提供いただいていると。

ただ、勿論、重要な案件につきましては、直ちに御報告いただいているという状況でございます。

それから、2点目の資料2-2の流れについて、時間的なものが示されていないということですが、前回御説明させていただきましたように、なかなか食中毒につきましては、最初の緊急事態かどうかという把握に至るまでの過程がどのくらい時間がかかるかというのが難しいところがございまして、勿論、緊急事態だということが把握されれば、これらの流れが極めて短時間の間に行われると、数日間の間に行われるというふうに考えていただければというふうに考えております。

ただ、地震等と違って、緊急事態かどうか判断するまでに時間がかかるということは大きく異なるのではないかとこのように思います。

それから、その前に渡邊委員の方から指摘がございました、1ページの2の(1)の①の食中毒の未然防止に努めることとするというのを食品安全委員会が行うというのはおかしいのではないかとこのように御指摘ですが、これは精神論的な記載でございます、実は基本指針にもやはりこのような表現がございまして、緊急時対応課が行っている情報収集というのは、大きく2つ目的がございまして、1つはリスク評価に必要な情報収集、もう一つは、こういった緊急事態の未然防止のための情報、危害情報に関する情報収集というのがございまして、そういった緊急事態の未然防止という観点から一元的な情報収集も行うということで、精神論的な観点からこういう記載をさせていただいたということです。

丸山座長 渡邊先生どうぞ。

渡邊専門委員 私の簡単な意見は、あまり責任を持たないことを書かない方がいいと。やはりどこが責任を持つかをちゃんとしておいた方がいいということで、全く精神論はわかるんですけれども、では責任はどこがとるんだという話になったときに、多分安全委員会は責任とれないと思うので、そういうのは書かない方が無難と言ってはおかしいですけれども、書かない方が責任があることだと思っております。

丸山座長 責任と言え、後の方に出てくる情報収集もそういうことが出てくるはずですね。ですから、その辺りもきちんと責任が持てるという裏づけというふうにやっていった方がいいと思っております。

「Ⅰ 平時からの対応」というところでなければ、「 初動対応」というところで御意見があったらいただきたいんですが。

山本先生どうぞ。

山本専門委員 先ほど食品安全委員会の役割が、みんなもやもやしているというお話があったんですけども、例えば先ほど渡邊委員がおっしゃったように、エバリュエーション、評価とコーディネーションということをはっきりさせておけば、そんなに私自身としてはもやもやしなくて、食品安全委員会の役割というのはおのずから決まってくるし、ここの平時の対応も緊急時の対応も決まってくるのではないかと思うんです。

そういうふうに評価とコーディネーションということに限定すれば、今度は逆に言えば、緊急時の第1報を受けるとか、その後どうするかというのも、何かが起こったときには、第一次的にはリスクマネジメント機関が行って、そこで、それが更に広がりを見せて、広域とか、非常に被害者数が多いとか、社会的なインパクトが強いつつとか、そういうことになったときに食品安全委員会が動き出すという流れの方がすっきりするんじゃないかなと思います。

今のこの書き方だと、第1報の通報というときに、食品安全委員会の方に先に来てしまったときに、すぐそこで食品安全委員会が何かのアクションを起こすのかということ、非常に厚生労働省とか、そういうリスクマネジメント機関とバッティングしたり、どこが責任を持つかという議論になっていって、かえって混乱するのではないかというふうに思います。

丸山座長 このことについて、先ほどから私が申し上げた整理という点では、今、山本先生も御指摘があった点について、いかがでございますか。

杉浦情報・緊急時対応課長 確かにそういう指摘が当たる点もございまずので、そのところは修正させていただきたいというふうに考えます。

もし、ここでこういうふうに修正したらいいんじゃないかという御意見をいただけたら、更にありがたいと思います。

丸山座長 岡部先生どうぞ。

岡部専門委員 先ほどの私の発言とか、今の山本先生の発言と関連があるんですけども、食品安全委員会は、第1報がどこから入ってきて初動するところではないと思います。その言葉は、恐らくその中にほかの関係機関と緊密な連絡をとあるから、そこにはつながってくると思うんですけれども、しかし、そのことをはっきり書いておいた方がいいんじゃないかな

いかと思います。

第1報がどこから入ってくるのを期待しているかというのは、例えば前のところに消費者のモニターとか何とかと書いてあれば、一般の人からの第1報で、もうすぐに初動というのが食品安全委員会のように読めてしまう。実際はそうではないと思うんです。

しかし、恐らくは一般の方からすれば、そういう疑問点であるとか、注意点であるところを投げかけるところは多数あった方がいいことはいいいわけですから、情報の引っかけるところとしてはとっておいていいけれども、一番最初に動き出すところではないということは、やはり明確にしておいた方がいいのではないかというふうに思います。

それから、リスク管理機関との緊密な連携のところが、細かいことになるんですけども、食中毒ということに限定しているので、厚労省は食品関連ということにはなっていますけれども、一番最初に渡邊先生がおっしゃったように、感染症あるいは症状として引っかかってくることがあるので、やはり例えば結核感染症課とか、そういうところの連携も必然的に取るべきであるというふうに思うんです。

もう一つ、ちょっと前に戻ってしまうんですけども、「2 平時からの情報収集等」の2ページのところで「(3) 委員及び専門委員による情報収集等」と、私は独自に食中毒に関する情報収集を行い、必要に応じて事務局に提供する。この「独自」がどうもよくわからない。

例えば、私は感染症研究所の情報センター長として、いろんな情報を収集すると、それは自動的に食品安全委員会の方にも先ほどの渡邊先生のお話のように、流さなければいけない、デューティーもかかってくるということになります。漏れてしまったらどうするということにもなりますから、もう少しこの辺のところも明確にやる、やらないというようなところをきちんと出していただいた方がいいと思うんです。

丸山座長 後の方の我々のデューティーということに関して、これは私たち専門委員としては大事なので、その辺りの見解を事務局の方からお願いしたいんですけども。

鈴木(章)課長補佐 一応、独自という非常に抽象的な表現ということで混乱もあるということで、この点につきましては検討した上で、また御相談させていただきたいと思います。

丸山座長 追加でどうぞ。

杉浦情報・緊急時対応課長 参考資料の1-3の基本指針を見ていて発見したんですけども、実は基本指針における「5 情報収集等の在り方」の委員及び専門委員による収集とそのまま引っ張ってきているんです。委

員及び専門委員は独自に食品危害情報等についての収集を行いという表現がありまして、危害状況等について食中毒に関するというふうに置き換えて、そのまま引用しておりまして、独自にというのは、勿論ほかの情報源というものにつきましては、別添にもございますようないろんな情報源を通じて情報を緊急時対応課で収集しているわけですが、委員、専門委員というのは、いろんな人的交流等もあることを想定して、独自に情報収集するというルートも持っていらっしゃるという前提で、こういう記載にしたのではないかというふうに記憶しているわけですが、もしこのところの独自にというのが気になるということであれば、削除するというのも可能ではないかというふうに思います。

丸山座長 それに関連して、岡部先生。

岡部専門委員 私の誤解かもしれないんですけども、専門委員というのは、いろいろなものに定義されたものについて、討議して提案をするというデューティーはあるんですけども、情報を常に日ごろ収集して、これを提供せよというのもデューティーに入っているわけでしょうか。勿論、それが情報提供しないということではなくて、日常からやっているものについて、必要ならば相談にも乗りますし、情報も提供するわけですが、常に委員として情報収集するというデューティーがあるのでしょうか。

丸山座長 そうではないんですね。私どものデューティーとしてどこまであるかということを確認しておいた方がいいとか、そうしておかないと、私どもも困るわけです。だから、そのところを誤解のないように整理をお願いしたいというふうに思うんですが。

杉浦情報・緊急時対応課長 厳密に言えば、基本指針を専門調査会で御承認いただいた上で、委員会で採択、決定した時点でデューティーになってしまっているのかと思いますけれども、事務局といたしましては、特に追加的な義務ということで、専門委員の皆さんに課しているというのではなくて、通常の専門家としての活動の過程で危害情報について入手された場合には、是非事務局に提供いただきたいという意味で書かせていただいております。この専門調査会でもそういうことで御確認いただければと思います。

丸山座長 常にそうしなければならぬという意味ではないということなんですか。

春日先生どうぞ。

春日専門委員 ちょっと整理させていただきたいんですけども、この専門調査会の専門委員の中には、業務として岡部先生や山本委員のように安全情報を収集している方がいらっしゃるわけです。私は、昨年10月か

ら外れましたけれども、その業務として収集した情報を、例えば国立衛研の安全情報部は厚労省とともに食品安全委員会にも定期的に情報提供して、もうルートが確立しておりますけれども、一応感染研の情報センターはそうはなっていないわけです。直接は上げることになっていないわけです。

ですから、岡部先生が気にされているのは、それを定期的に安全委員会に提供すべきなのかどうかという、岡部先生の職務に関係したところではないかと思いますが、よろしいでしょうか。

丸山座長 どうぞ。

齊藤事務局長 確かに緊急時対応基本指針は、そのようになっています。もしそこで誤解が生ずる、ないしは新たな義務を専門委員会の方に課するような形、ないしは本来の業とされていることで要求されている守秘義務なり何なりとの関係、そういうことで問題が生ずるということを、ここでは意図しているわけではありません。この表現ぶりについて不適當であるということになれば、委員会の方で基本指針であっても別に修正することは差し障りないわけで、そういうことも含めて専門委員の方に過剰な義務を課するという考え方は、事務局としてもありませんし、委員会としてもないというふうに私は信じていますので、御指摘を踏まえてどういうふうにそこを整理するか、ちょっと考えさせてください。

丸山座長 どうもありがとうございました。それから、初動対応というのは、いろんな初動があるわけなので、事務局の中で動かなければいけないことを事細かくこういうふうに書いてあるということで、それをすぐにいろんな方面に向けて動き出すということだけではないわけです。

鈴木(章)課長補佐 一応、言葉の問題が確かに一番最初にあると思います。初動と第1報というのは、委員会の中での第1報、委員会に情報が来た場合の第1報という趣旨でございます。

それから初動というのも委員会の中での初動ということですので、委員会の事務の所掌とか、そういうことからみ出たという話ではございません。ですので、適切な表現ではないのかという考え方もありますので、定義をはっきり書くとか、そういったことは対応していきたいなと考えております。ただ、コンセプトはそういうことだということだけ御説明申し上げます。

丸山座長 当初に申し上げましたように、これは委員会の内部版でございますので、そういうふうを受け取っていただきたいというふうに思います。

そういうことで、3番の対応策の実施というところから、その他という

ところまでかけて御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木さん、あるいは課長さん、今日は、やはりこの前の府省間のマニュアルも、今日いろんな御意見をいただいたわけですが、これで今日の御論議のようにいろんな御意見をいただき、直さなければいけないところもある、整理しなければいけないところもあるということで、やはり年度内にまとめるとしても、もう一回専門調査会をやらなければいけないというふうに私は思うんですが、そういう前提で話をしてよろしいでしょうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 結構でございます。

丸山座長 決められた時間になってしまったんですが、そういうことを含めて、まだ更に御意見があった場合には事務局の方に提案をしていただくとか、そういう機会を設けて、そして、少なくとももう一回専門調査会を開催しなければいけないように私は思うんですが、今後の予定について少しお話いただきたいと思うんですが。

杉浦情報・緊急時対応課長 年度内には、一応、委員の皆様方の御都合を確認したところ、3月17日が都合がよいということで、もう一度会合を持ちたいというふうに考えております。

次回までに、関係府省マニュアル、それから食品安全委員会緊急時対応マニュアル、これはもう一度修正案を用意したいというふうに考えております。

今日いただきました御意見のほかに、今日は一部食品安全委員会マニュアルについては、議論を残した部分がございますので、その部分も含めまして御意見をいただければ、御意見を踏まえて修正版を作成したいと考えております。よろしく願いいたします。

丸山座長 今日は時間でございますので、今後の予定を、今、お話ししたようなことで、次回への持ち越しになるわけですが、今日、全体をとおして、是非今日御発言をしておきたいという先生方がいらっしゃったらどうぞ。

吉川専門委員 何もしゃべらないのもあれだから、一言。

多分、マニュアルの中には暗示的に書かれていて、私にわからないということだと思っただけですけども、明示的に書かれる必要はないと思っただけですけども、どの時点で警戒のレベルが上がるのかというようなところが、フローチャートに書かれなくてもいいと思っただけですけども、ここから本気になるとか、第一次参集とか、そういうことが書いてありますね、2段階でも3段階でもいいので、何かそういうのがあるといいのかなと思ったので、次回簡単に御説明いただければありがたいかなと。

杉浦情報・緊急時対応課長 現行のマニュアル、現行というか基本指針、それから基本要綱におきましては、緊急事態と最終的に判断するのは、事務局から委員長に報告すれば、委員長が委員会を開催することもあるわけなんですけれども、委員会で判断する、あるいは対策本部を設置するかどうかは食品安全担当大臣が判断するというプロセスになっておりまして、その基準というのは、確かに明確には規定されておりませんが、もしそのところのアイデアをいただけるのであれば、マニュアルの中に反映させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

吉川専門委員 そこまで明確なところではなくて、もっとグレーなときのグレーなときです。今、第1報が来たんだけれども、それが消費者だからどうしようかとか、本当にちゃんとした調査機関から来たんだけれども、どうしようかというところもちょっとあるといいのかなと。必要がなければあれですが。

杉浦情報・緊急時対応課長 現段階では、各プロセスについて、これに出てくる担当者が判断するというようになっておりますけれども、同じようにアイデアがありましたら、御助言いただければというふうに考えております。

丸山座長 それでは、3月17日というのは決まっているようなので、皆様方よろしくお願したいと思えますし、事務局の方からその前に専門委員の方に御意見をいただくというようなことは、何月何日までにとどうということ、また事務連絡をしていただいて、あるいはまた、必要な場合はお伺いするというふうにして御指示をいただきたいというふうに思います。

今日も大変活発な議論をいただきまして、どうもありがとうございます。今日の会議はこれで終わらせていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。